

日本税関労働組合 表彰規則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合格約（以下、「規約」という。）第10条第2項に基づき定める。

(目的)

第2条 この規則は、日本税関労働組合に多大な貢献があった者を表彰する場合の基準を定め、その取り扱いの統一を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第3条 規約第10条第1項に規定する「多大な貢献があった者」とは、以下の各号に該当する者とする。

- (1) 役員を通算5期以上務めた者、ただし、役員の通算期間には会計監査は除く
- (2) 地区本部の執行委員を通算10期以上務めた者
- (3) 組織強化及び後継者育成等に尽力のあった者として、中央執行委員長が推薦する者又は地区本部執行委員長から推薦のあった者

(表彰の決定)

第4条 中央執行委員長は、表彰に値すると認められる者がある場合は、中央執行委員会の承認を経た後、大会において決定する。

2 第3条第3号の規定による地区本部執行委員長からの推薦は、あらかじめ推薦理由を付した書面をもって、中央執行委員長に提出しなければならない。

3 中央執行委員長は、第5条ただし書きの規定により表彰することが適当と認められた場合は、中央執行委員会の承認を得た後、表彰することができる。この場合、中央執行委員長は、直後の定期大会において報告しなければならない。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として定期大会の期間中に行なう。ただし、速やかに表彰することが適当と認められる者については、その都度行なうことができる。

(表彰及び副賞)

第6条 表彰権者は、中央執行委員長とし、表彰状又は表彰楯を授与して行なう。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(改廃)

第7条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附則（平成17年10月12日 第46回大会）

1 この規則は、平成17年10月14日から施行する。

附則（平成20年9月25日 第49回大会）

1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。